

令和5年度第2回みやぎ高齢者元気プラン推進委員会 会議録

- 1 日時 令和5年9月4日（月）午後3時から午後4時55分まで
- 2 場所 行政庁舎11階 第二会議室
- 3 出席委員 別紙「出席者名簿」のとおり
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 0名
- 6 会議録

（1）開会【事務局】

定刻となりましたので、ただいまより、令和5年度第2回みやぎ高齢者元気プラン推進委員会を開催いたします。

議事に入ります前に、本日の会議の成立について報告させていただきます。本会議は、15名の委員で構成され、本日は11名の委員の出席をいただいております。半数以上の委員の出席がございますので、みやぎ高齢者元気プラン推進委員会条例第4条第2項の規定により本日の委員会は成立していることを報告申し上げます。

相原委員及び小野寺委員はWEBシステムでの出席、安藤委員、伊藤委員、加藤委員、西澤委員は所用のため、本日は欠席でございます。

なお、宮城県情報公開条例により、附属機関である当委員会の会議は原則として公開とされており、審議内容を公開する必要がありますことを御了承願います。

続きまして、宮城県保健福祉副部長 武田 健久から、ごあいさつを申し上げます。

（2）あいさつ【武田副部長】

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中、第2回みやぎ高齢者元気プラン推進委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃から、宮城県の保健・医療・福祉行政の推進につきまして、御理解と御協力をいただいておりますことに、重ねて感謝申し上げます。

さて、第1回みやぎ高齢者元気プラン推進委員会では、第8期の元気プランの進捗状況を報告させていただくとともに、第9期の策定方針を示させていただき、委員の皆様から数々の貴重な御意見をいただきました。

本日は、第1回でいただいた意見などを踏まえまして、第9期みやぎ高齢者元気プランの骨子案をお示しさせていただきますので、皆様に御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

国においても、先般、第9期介護保険事業支援計画の基本指針の見直し案を公表したところであり、今後、自治体において計画の策定が本格化してまいります。

みやぎ高齢者元気プランをより良いものにするため、委員の皆様には、それぞれの御専

門のお立場から、忌憚のない御意見をいただければ幸いです。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

(3) 議事【事務局】

それでは議事に入ります。

みやぎ高齢者元気プラン推進委員会条例第4条の規定により、高橋誠一委員長を議長として会議を進めてまいりたいと思います。

高橋委員長よろしく願いいたします。

【高橋委員長】

皆さんこんにちは。今日は2回目になります。前回のように活発なご意見をぜひお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、さっそく進めさせていただきます。

まず資料1について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(事務局説明) 【角田課長補佐】

それでは、事務局から説明申しあげます。

はじめに、第1回みやぎ高齢者元気プラン推進委員会で委員の皆様からいただいた御意見等について、説明いたします。資料1をご覧ください。

まず、A4 1枚にスライドが2枚印刷されていて、右下に小さくページが振られています。その1ページ目をご覧ください。

資料1は、いただいた御意見を分野別に分け、それぞれの御意見への対応方針を記載し、今後、中間案に向けてみやぎ高齢者元気プランのどの部分に反映させていくかを検討した資料となっております。8ページ目まで一通り説明させていただいた後、皆様からご意見いただきたいと考えております。

1ページ目は、全体に関することです。

大坪委員からの市町村計画等との整合性に関する御意見については、第8期プランと同様、10月頃を目安に市町村と意見交換やヒアリングをしながら進めてまいります。また、伊丹委員から御意見いただいた第8期プランの進捗状況は、整理できましたら改めてお示しします。

相原委員からの意見ですが、今年度中に圏域別に市町村職員と保健福祉事務所職員も交えて意見交換する場を設けたいと考えております。

次に、スライド番号2ページです。伊丹委員からの御意見については、宮城県社協と歩調を合わせて取り組むとともに、第9期プランでは「地域共生社会」の文言を記載できるよう検討してまいります。

西澤委員からの意見のあったヤングケアラーにつきましては、年代による取りこぼしが

ないよう、市町村が実施している家族介護支援事業や地域包括支援センターによる総合相談支援事業の活用による支援を推進していきたいと考えております。

伊藤委員、大元委員からの御意見の医介連携については、平成27年度から地域支援事業に在宅医療・介護連携推進事業が位置づけられておりますので、国が作成している手引きに応じて市町村の現状や課題に応じた支援を行いたいと考えております。

これらについては、骨子の「第1章の第1項」に反映できるよう検討してまいります。

3ページでございます。小野寺委員からいただいた御意見については、生きがいに満ちた生活が実現できるような施策を検討してまいります。

渡辺委員からの御意見については、新型コロナに限らず、引き続き感染症の発生に対応するための対策等を記載したいと考えております。

伊丹委員及び加藤委員からの御意見については、県警察における認知機能検査等がありますが、そのほか、市町村や民間企業において生活の足に関する支援や高齢者の交通安全に配慮する意識の醸成等を行っていますので、引き続き県警察や庁内の交通関係課と情報共有してまいります。

これらについては、「第1章の第2項、第3項」に反映できるよう検討してまいります。

4ページです。鈴木委員、加藤委員から認知症について御意見がございました地域で集い、本人の思いや相談事を共有し、自分らしく暮らし続けることができるよう、本人ミーティングやピアサポート活動の普及に取り組むとともに、本人の意思を尊重し、発信をしたいと考えている方が活躍できる場づくりに取り組んでまいります。また、認知症初期集中支援チーム員の活動支援や認知症サポート医の養成研修を継続し、「空白の期間」の解消に努めてまいります。

大元委員と西澤委員からは成年後見制度について御意見をいただきました。成年後見制度の利用促進については、制度内容等を改めて周知するとともに、他県の事例も参考にしながら中核機関の広域設置にかかる意向確認を含め、市町村との意見交換の場を設けるなどの支援を進めてまいります。

これらの御意見については、「第2章の第1項と第3項」に反映できるよう検討してまいります。

5ページでございます。大坪委員の御意見については、圏域ごとの高齢者人口の推移や要介護高齢者の介護ニーズ等の需要の変化を見定めながら、適切な施設数を検討してまいります。

安藤委員からは地域密着型施設の御意見がありました。小規模多機能型居宅介護事業所等については、利用実績も高いので、引き続き有効活用されるサービス提供体制の充実が図られるよう、市町村を支援してまいります。

栗石委員からも御意見いただきました。軽費老人ホームなど低所得者向け高齢者施設の

不足感は地域偏在が顕著であると認識しておりますので、圏域ごとの需要を見定め、施設整備をしていく必要があると考えているところでございます。

これらについては、「第3章の第1項」に反映できるよう検討してまいります。

6ページでございます。木村委員からの御意見については、県が受入人数を提示する前段として、各施設の受入体制や意向を確認してまいりたいと考えております。

鈴木委員からの御意見です。介護体験授業等により、若年層への啓発についてしっかりと取り組んでまいります。

雫石委員からの御意見でございますが、「養成」という文言については、介護分野に新たに就職する方の支援を含める意味で使用しております。現在、介護の職に就いている方々についても、研修内容を充実させ、キャリア形成や介護現場の質の向上を図ることで、定着促進に努めてまいりたいと考えております。

安藤委員の御意見については、介護の質を向上させるための研修やキャリア制度についての支援、職場環境改善等の実施体制と併せてプランに盛り込むことを検討してまいりたいと考えております。

続けて7ページに進みます。伊丹委員からの御意見ですが、介護労働安定センターが例年発表している実態調査によると、前職をやめた一番の理由は「職場の人間関係に問題があったため」となっています。こうした調査を参考にしながら施策を検討するとともに、仙台市とも連携しながら人材確保が進まない要因の究明に努め、適切に取組を推進してまいります。

安藤委員からの御意見については、おっしゃるとおり現場の声を聞きながら推進してまいります。

小野寺委員からの御意見です。専門職が担わなくても良い業務をサポートする介護助手の活用についても推進しておりますので、こうした制度により、介護の専門職の方の負担が軽減され、より働きやすい環境に近づくよう取り組んでまいります。

加藤委員からの御意見については、離職率の低い施設で行っている取組みについて、研修等を通じて好事例として取り上げてまいりたいと考えております。

6ページと7ページの御意見については、「第3章の第2項」に反映できるよう検討してまいります。

最後に8ページです。雫石委員からの御意見ですが、情報の公表制度は介護保険法に基づき、利用者が介護保険施設等を比較・検討して適切に選ぶための情報を県が提供する仕組みとなっております。これは情報の客観性の担保を目的に調査を行っているところですが、介護サービスの質の向上にも資するものとなるよう調査の実施方法等について検討を進めてまいりたいと考えております。

大坪委員からの御意見です。福祉サービスの第三者評価については社会福祉法に基づく制度であり、担当となっている社会福祉課とともに受審率向上に向けた周知活動を検討し

てまいりたいと考えております。

安藤委員から御意見のあったライフの活用については、介護保険施設等を対象とした集団指導の一環として、制度内容を含め意義や利活用について理解の促進を図ることにより、介護保険施設等の PDCA サイクルの推進を図ってまいります。

これらは「第3章の第3項」に反映できるよう検討してまいります。

資料1の説明は以上でございます。

【高橋委員長】

どうもありがとうございました。前回のご意見に対して、事務局から説明をいただきましたが、この説明に関してご質問、ご意見等があればお受けしたいと思えます。いかがでしょうか。

【雫石委員】

宮城県介護福祉社会の雫石です。よろしく申し上げます。介護の現場の質の向上にする公表制度 PDCA 等について、というところでの私の意見の確認ですが、私は情報公表の強制に対して否定はしていなく、私が先日言ったのは、福岡県においては何が何でも全部調査をするという考えではなく、公表はきちとした上で、事業者が意識的に調査を申し出るというふうに変えてはいかがというところでの意見でございます。決して調査をしないということではなくて、事業者が自分のところを確認していただいて、ちゃんと調査を受けていますというのが一つのメリットになりますので、どちらかというとその平たくただ単に調査を万遍なくということではなくて、調査の持つ意味を考えた時に、積極的に事業者側から私どもの方に来てもらいたいと言う意識付けという視点でございましたので、改めて補足しておきます。よろしくお願ひいたします。

【高橋委員長】

どうもありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【伊丹委員】

包括協の伊丹です。2ページの共生社会やケア、医療、介護というところで、8050問題とか色々出てきてはいるのですが、実はこれと絡めてもう一つ気になっていたことがあります、認知症政策です。現場にいと、確かに認知症がとても目立っています。病気疾患の一つではあるのですが、包括で働いていると認知症だけではありません。実は精神障害を抱えている利用者さんが非常に多いというところがあって、国もですが、なんとなくいつもすべてが認知症政策だけでできてしまっています。

果たして本当にこれでいいのだろうかという疑問がずっとあります。認知症も病気のひとつです。それを特別に支えようという考えがあるという印象を受けています。現場に居ると、実はそれだけが問題ではなく、精神障害が本当に多いのです。で、この人たちをど

う支えていったらいいのか。逆に言うと、認知症は国とかが取り組んでおり、みんなで支えようという機運が高まっているのですが、精神障害を抱えている人たちはどうやって生活をしたらいいのか、どうやって私たちもサポートしていったらいいのかを、現場では非常に悩んでいます。

そこをこの第9期プランの中でどこかに入れることはできないでしょうか。共生社会という視点の中で見てもいいと思います。大人の発達障害という言葉聞いたことあると思うのですが、関わっている中で非常に実は多いです。それとパーソナリティ障害も非常に多いです。そういう方たちが地域で暮らしていくことが非常に困難であるという、支援する側も困難な場面にぶつかってしまいます。そこを誰も吸い上げてないのですね。宮城県は福祉の先進県と前の知事さんがおっしゃっていたと思うのですが、そういう意味では、認知症政策だけではなく、広げていっていただけるといいというのが現場の思いです。

【高橋委員長】

今のは検討いただくということになると思うのですが、どうでしょうか。

【高橋課長】

伊丹委員がおっしゃるように共生社会は高齢者の認知症だけではなく、障害の有無を問わず、地域でみんなが生きがいを持って安心して暮らせるような社会だと事務局としても捉えているところです。

具体的な障害者政策については、今年度、みやぎ障害者プランを策定予定ですのでそちらのプランで反映して行きたいと考えているところです。

【伊丹委員】

障害がある方は65歳になると、ほとんどの方が介護保険の切り替えという形になってきます。サービスを利用するときには、介護保険が最優先されます。そこで足りないものがあるときは、障害の方でサービスを入れていくという形にはなっていくのですが、あくまでも介護保険が優先になるのです。そうなってくると、みやぎ高齢者元気プランにも入れていかないと、どうしてもそこが見えなくなってしまうと思うのです。だから障害は障害の方でももちろんあってしかるべきなのですが、やっぱり高齢者の中にも障害を抱えている方々がいて、困っている方々がいると言うところでは、一言どこかに文言として入ってくるといいと感じたので、今回はあえて意見を言わせていただきました。

【高橋課長】

私の回答に誤解があったのかもしれませんが、そういった意味では文言については入れる方向で検討していきたいと考えています。介護研修センターが来年度、船形の郷と統合する形を目指していますが、そちらで障害者と高齢者に対応できるような研修カリキュラムを作って高齢者、障害者だけではなく、どちらもケアできるような介護人材を育成して

いきたいというふうに考えておりますので、その辺も含めて入れられるのではないかと考えているところです。

【伊藤専門監】

よろしいでしょうか。8月から異動してきたばかりですが、伊藤と申します。ぜひお聞かせいただきたいのですが、精神ということで、今まで介護だけの分野にいたので、いろいろ病気があって、医療の部分にはどうしたらいいかという、医介連携の部分もあるとお話と聞いて思います。おっしゃるように複合的なものもあると思いますので、県としても医介連携を今後しっかりやっていかなきゃいけないかと考えています。是非、その視点は欠かさずやっていきたいと思えます。よろしくをお願いします。

【高橋委員長】

ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

【池田委員】

全国コミュニティライフサポートセンターの池田と申します。前回欠席してしまいましたが、仮に8050問題、要介護の親と障害のある子供の世帯でも、実際は両方に障害サービスと高齢サービスを入れる時に、どこまでやっていいか課題になるわけです。

国は共生型サービスを推進していますが、広がっていません。共生型サービスがいいかどうかともかく、その障害と高齢の政策の中身も違うわけです。障害だご本人が、例えば自分の親に亡くなった親にお茶を供えることをサポートするのは、障害サービスでもできるのだけど、介護ではできないのです。そういう細かいところが、実は現場でトラブルになります。

ここをちゃんと進めていくようなことまで含めていかないと8050問題すら難しいのだけれど、そういう中で805020とかっていう問題もあれば8010。孫を育てていたのだけれどいつの間にか孫が育って、今度は孫から虐待を受ける側になったりって問題もあつたりということで、かなりこの複合課題のことについては、しっかり取り組まなきゃいけないところにきているのではないかと感じます。国は重層的支援体制整備事業というようなことを取り組んできていて、所管としては社会福祉課なのかもしれませんが、その辺も書き込む必要があると思えます。自治体によっては、高齢計画と障害計画を一体的に計画作りしているようなところが最近出てきていて、多分別々にやっているところの問題実は解決できないのですね。今回、計画を一緒に考えることは難しいと思えますが、本腰で行かないと、次なる課題になってくるだろうと思えます。国は2040年という数字を出してきたけれど、2060年とかその先まで見ていると、宮城県内でも市町村によっては高齢者人口よりも、生産年齢人口が下回るというところが出てくるので、介護サービスを維持するのも大変だけど、地域のつながり、通いの場のようなところを維持することもかなり厳しくな

ってくるというふうに思うと、この話は毎回言っているけど3年ごとのローリングで10回やったら30年経っちゃったみたいな話になって。

本当は先のことを今から準備をしておかないと、今日出席している委員の問題じゃなくて、私たちの子どもや孫が高齢になった時にどういう社会をつくっていくかぐらいのところまで、理想的には考えておかないと、私は手遅れになるのではないかという感じがしています。支える専門職も地域社会も弱くなっているんで、そうなった時に今出ていたような精神の方とか色んな方々のことを一緒に考えてもらって、どこに書き込んだらいいかわかんないけど、本当はしっかり書き込んで次期計画とかその次の計画に前の計画できちんと議論はしていたよっていうことをしておけるといいのかなと思います。

【高橋委員長】

ありがとうございます。今回のメインが実はまさに今お話にあった、これから作る計画をどうしていこうかということなので、自然にそういう中身に入っているかなと思います。オンラインで参加されている方もよろしいでしょうか。次へ進みたいと思います。それでは、事務局から資料2と3について説明をお願いしたいと思います。

（事務局説明）【角田課長補佐】

次に、資料2をご覧ください。

第9期みやぎ高齢者元気プランの構成について、第1回目の推進会議で決定したことも踏まえまして、改めて元気プランの全体像を説明いたします。

みやぎ高齢者元気プランの位置付けについては、県の高齢者福祉施策の基本的指針となる「宮城県高齢者福祉計画」と、県内市町村の介護保険事業の運営を支援するための計画である「介護保険事業支援計画」とを一体的に定めるものです。

策定に当たっては、県政運営の基本的な指針である「新・宮城の将来ビジョン」の下、「地域福祉支援計画」や関係する各分野の個別計画との調和を図るとともに、効率的で質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を一体的に進めていくため、「宮城県地域医療計画」と連携し整合性を図っています。

2ページです。次期プランの計画期間は、令和6年度から令和8年度の3年間です。

策定方針は、第9期プランは、基本的に第3期から第8期プランの方向性を継承しつつ、国の施策動向を踏まえ、団塊の世代が75歳以上となる令和7年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢者人口がピークを迎えるとともに生産年齢人口も急減する令和22年を見据え、これまで以上に中長期的な視点に立ち、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、それらを支える介護人材の確保・養成・定着を支援するための施策の整理・新規拡充を行う計画として作成します。

3ページです。緑色に塗られた基本理念は第1期から変わらず継承いたします。3つの基本的目標も変更しませんが、基本課題については、第1回推進会議でお諮りし、一部変

更しております。

4 ページです。高齢者福祉圏域については、第 8 期プランと同様、二次医療圏と同じ 4 圏域といたします。

資料 2 の説明は以上でございます。

続けて、資料 3 をご覧ください。

第 1 回推進委員会において委員の皆様からいただいた意見である資料 1 及び参考資料にありますとおり国の基本指針の見直し案等を踏まえまして、第 9 期みやぎ高齢者元気プランの骨子案を作成いたしました。

赤字で記載した部分が、第 8 期から文言を追加又は修正したポイントでございます。

主に、真ん中から右側の「施策展開の方向性」について見直しを図りました。今後、この方向性に沿って、中間案を作成し、まとめてまいりますので、御意見等をいただければ幸いです。

では、スライド番号の 1 ページ、第 1 章 みんなで支え合う地域づくりです。基本課題「第 1 項 地域包括ケアシステムの深化・推進」について、文言を国に合わせて「深化」と見直し、施策展開の方向性では、「地域共生社会の実現」をしっかりと記載してまいりたいと考えております。また、保険者の機能を強化するとともに、家族介護の支援には、ヤングケアラーも含めて記載する予定です。

「第 2 項 地域支え合いと介護予防・生活支援の推進」ですが、生活支援体制を推進するため、市町村へのアドバイザー派遣や伴走的支援による地域づくりを展開します。介護予防については、普及啓発や通いの場の充実など、様々な施策を複合的に進めてまいります。

2 ページにお進みください。「第 3 項 安全な暮らしの確保」では、「備え」の項目として、大規模災害に加え、「感染症」という文言を追加しました。新型コロナウイルス感染症への対応で培った経験を活かし、平時から関係機関等との連携について記載したいと考えております。また、高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺への対策強化や、高齢者の交通安全と移動手段の確保についても、関係する所属と情報共有しながら取り組んでまいります。

次に、3 ページです。「第 2 章 自分らしい生き方の実現」について、社会全体で認知症に関する理解を深めること、「空白の期間」を埋める体制づくりを意識すること、ケアマネジメントの質の向上を図ること、など、今年 6 月に成立した「認知症基本法」に基づきながら、施策展開の方向性を検討してまいります。

4 ページでございます。「第 2 項 生きがいに満ちた生活の実現」について、高齢者が活躍できる活動の場づくりとして、老人クラブと総合事業の連携の促進を図るとともに、デジタル化に関する支援も盛り込んでいきたいと考えております。「第 3 項 自分らしく生きるための権利擁護」ですが、成年後見制度の利用促進に向けた市町村や司法・福祉の

専門職などとの連携強化を図るとともに、高齢者の虐待防止もしっかりと進めていけるように施策を検討してまいります。

5ページです。「第3章 安心できるサービスの提供」について、施設サービスは、圏域ごとなどの介護ニーズの見込み等を踏まえた計画的な整備といたしました。また、地域包括ケアシステムを支える地域密着型サービスの充実に向けて、市町村への支援も行っておりまいります。

次に、6ページです。「第2項 介護担う人材の確保・養成・定着」については、第1回推進委員会でも数多くの御意見を頂戴しました。まず、多様な人材の参入促進として、外国人介護人材と県内の介護施設のマッチング支援や外国人介護人材の養成・定着に向けた支援、資格がなくても介護の周辺業務を担う人材の参入促進、若年層への体験授業等を通じた普及啓発を記載いたしました。さらに、職員の資質向上として、キャリアパス研修や小規模事業者への出前研修の実施、資格がない方及び外国人介護人材に対する資格取得への支援に取り組んでまいります。労働環境・処遇の改善については、介護ロボットやICT機器等の導入・有効活用、環境整備を支援し、職員の負担軽減にもつながっていくよう取組を進めます。

最後に、「第3項 サービスの質の向上・確保」について、後ほど説明します、介護給付適正化取組方針を第6期に更新するとともに、介護サービス情報の公表体制の整備を適切に進めてまいります。また、ケアマネジメントの質の向上と、介護事業者自らがPDCAサイクルでサービスの向上に努めていけるよう支援してまいりたいと考えております。

第9期プランの骨子案について、第8期からの変更したポイントは以上でございます。

7ページは、8期プランと9期プランの全体の構成を対比したものでございますので、参考までにご覧いただければと思います。

資料3の説明は以上でございます。

【高橋委員長】

ありがとうございます。少し字が細かいですが、それでは、まず資料2を見ていただいて、ご意見ご質問等をいただきたいと思います。

【池田委員】

池田です。一つは「新・宮城の将来ビジョン」のところで、多分子ども家庭庁ができた関係も含めて、子供計画がその他の関連計画の中になっちゃったのかなっていう気がするのですが、ヤングケアラーの問題も実は計画に書かれていた中で、子供の計画をそのほかにしちゃっているの难道うかと。

子供はいずれ高齢者を支える人たちです。そして、自ら高齢になっていくわけですね。そういう中で子供たちのことをその他にしちゃっているのかなっていうのが、気になりました。また、基本理念なのですが、第一回目からずっとということで、次の施策のところ

でまた改めてなんですが、3つのポイントで「地域でネットワーク、自分らしさの保障、安心はシステム」でいうところなのですが、例えば、介護保険を利用すると、近所の人たちが介護保険を使ったということで、安心してどうしてもつながりが弱くなるっていう話があります。これは生活支援サービスを受けても同じなのですね。ですから、これからこのサービスがどれだけ充実しているのか、地域のつながりはどう豊かにして行くかっていう中では、安心はシステムと地域の気に掛け合いでというふうに具体的に変わっていかないと、システムだけで本当に安心を保証できるのだろうかということが気になっているので、ご検討いただいた方がいいのではないか。そういう中で、次の、計画の所へ具体的な方法についても書いたほうがいいのか、考えた方が良くないかなというふうに思います。

【高橋委員長】

今のご意見いかがでしょうか。

【大坪委員】

今の基本理念の関連で私は話を聞いて納得はしましたが、やはり第1期から第9期になるのですけれども、長年ずっと同じ基本理念では制度が変わっていく中で、果してそれでいいのかという感じがします。制度が大きく変わってくることによって、基本理念も若干変わってくると思います。

その辺を含めて見直しする時期にもあるのかと、私は個人的には考えております。今回、事前に資料を読ませていただいて、やはりいろいろと制度が変わってきておりますので、その辺も含めて基本理念の見直しが必要であると思います。今回は無理であれば、次回あたりにはやっぱり変えるべきという感じがします。以上です。

【角田課長補佐】

頂戴しましたご意見については、参考にさせていただき今後しっかり検討して参りたいと思います。

【高橋委員長】

今かなり基本的なところにかかわる部分のお話があったように思います。具体的に、池田委員からはシステムだけではなくて、ある意味で地域づくりの視点があると思います。

大坪委員からお話があった、詳細的な部分を見て、それがまた全体にどう反映させているのかということも一緒に考えていくことが大切とっております。

では資料2に関して、それ以外ご意見等がなければ資料3、具体的な中身の方に進めて行きたいのですが、いかがでしょうか？

よろしいですかね。オンラインで参加されている方はよろしいでしょうか。次に進めさせていただきます。それでは資料3、具体的な骨子案について皆さんのご意見をいただき

たいと思います。ランダムにご意見をいただくとまとめることになるので一ページずつご意見をいただければと思います。最初は第一章です。第一章に関して、もう先ほどご意見もありましたけど、ご意見をお願いします。

第一章に関して、みんなで支え合う地域づくりに関して、はい、伊丹委員お願いします。

【伊丹委員】

言葉でのイメージがつかないんですね。第一章のみんなで支える地域づくりの中の三番目の基本課題の中で、赤字で書いてある地域包括支援センターの強化とあるのですが、これは、どのようなところを強化しているのか、具体的に知りたかったんですね。今、国の政策もいろいろと動いている状況ですので、そこら辺を教えていただくとイメージがついて、この言葉はこれでいいのか私の中で見えてくると思ったものですから、お願いします。

【島影技術主査】

地域包括ケア推進の島影と申します。ちょっと説明が足りなかったかもしれませんが、地域包括支援センターの機能強化ということで、国が今、施策を進めております相談などの地域包括支援センターを持っている業務を強化していくというような方向で国の施策が進んでおりますので、それに合わせて今実施していただいている地域包括支援センターのケアマネジメント支援だったりとか、あと総合相談機能といったあたりを強化支援していくという意味合いで記載していたところでございます。

【伊藤専門監】

今、担当が申し上げましたが、基本的に国の方針に基づいて県もやっていくということですが、逆に伊丹委員からはせっかくの機会ですので、具体的にここを強化してほしいというイメージを共有していただければ、ありがたいと思っております。

【伊丹委員】

今、国が動いているのは、私たちの仕事の負担軽減を図るための、機能強化という言葉がいいのかどうか、わからないのですが、負担軽減を図るっていうのが一番の目的ですね。だから、総合相談を居宅に回すとか、それから後は指定介護の方は居宅さんにケアプランの指定を取ってもらうようにして行くとか、そういうところで負担軽減を図ろうとしているのが国の動きです。来年度から始まる、おそらくまだ正式に発表されていないのでわからないのですが、強化という言葉が果たして適切かどうかわかりません。

【伊藤専門監】

おっしゃるとおりでその強化と逆に負担感が増してしまうということがあり、伊丹委員

がおっしゃったように、地域包括支援センターにはいろんな業務が来て大変だというお話があって、その中でいろんな方面から国にもそういうお話が届いているようで、そこはミスリーディングしないように、しっかり丁寧に書き込みたいと思います。ありがとうございます。

【零石委員】

付け加えとしたら、機能分化というようなものを入れたらどうでしょうか。機能分化というところを強化と共に入れると、今、国の政策の方を反映されるかと思います。

【高橋委員長】

他にいかがでしょうか。

【零石委員】

三番目の家族介護の支援というところで、先ほど伊丹委員から出ましたけど、ここにヤングケアラー含めたと書いてあるので、精神障害及びヤングケアラーを含めたといい形で入れてはいかがかという提案でした。

【高橋委員長】

よろしいですか。お願いします。

【渡辺委員】

第二項の二番目の地域支え合い・生活支援体制の推進のところ、総合事業に関してですが、地域の中では多様な主体による多様なサービスの普及という点では必ずしも進んでいないという地域もある中で、国の厚労省の基本指針を見ると、総合事業の充実を計画的に進めていくことを描いているという中では、記述が「整備」というふうになっているので、この記述でいいのかどうかと思います。また、総合事業は6年目を迎えると思うのですが、その6年目にあたって総合事業の進捗状況ですとか、効果をどう評価するのかというのも、議論の論点にあげなくていいのかというのが私の考えでございます。

今後、共生社会の実現という大きな目標を掲げていく中では、総合事業全体、生活支援体制全体を充実していくということが求められると思いますので、そこらへんを議論していただきたいと思います。

【島影技術主査】

総合事業に関しては、国の方で毎年調査を実施しておりますので、その調査結果をもとに進捗の把握をしております。市町村によって進み具合も様々ですので、それらを評価し施策を展開していきたいと考えております。

【高橋委員長】

今の話は池田委員の話とも繋がっていると思うのですが、評価の在り方は宮城県らしさを出した部分ではないかと思うのですが、何かご意見があれば。

【池田委員】

今の質問に答えられないのだけど、手を上げようと思っていたので、今回、赤字で書いているのではなく、2項の1の地域活動の担い手の育成というのがあるのですけれども、生活体制整備事業、特に協議体などですが、行き詰る要因の一つにこの「担い手」という言葉があります。「担い手」は何かやらされるのだなという事言葉なのです。ですから、住民の皆さんの担い手養成というのは、ご自身が手を挙げてくる場合はいいのですが、ぜひ担い手になってほしいという言葉は、住民の方にやらせようということなのだというふうになって、結構行き詰まっているのです。本当は地域の活動に参加する人とか、地域を支える人とかというようなことがあるのではないかなというふうに思っています。

そういう中で2の地域支え合い・生活支援体制の推進ということで、住民の自主的な支え合いの取組と、どちらかという政策的に生活支援体制整備に住民の方に関わってほしいというものを一緒に論じることでもいいのだろうか、一緒に論じて評価ができるのかというのが、私はすごく気になっています。別々に考える話ではないかなというふうに思います。

【高橋委員長】

どうもありがとうございます。それ以外にご意見があれば。

【大坪委員】

教えていただきたいのですが、地域包括ケアシステムを含めた地域共生社会の実現に向けた取組の推進という項目がありますが、我々も協議会を立ち上げて、いろいろな活動していますが、前からケアシステムは言われているのですが、なかなか地域住民には浸透していないというのが現実だと思います。さらに、地域共生社会の実現という取り組みという形で考えているようなのですが、どのようなイメージを考えているのか教えていただければと思います。

【高橋委員長】

事務局お願いします。

【島影技術主査】

先ほど課長から話があったと思うのですが、現状、地域包括ケアシステム自体は、高齢者を対象としたシステムを考えているのですが、地域共生社会はさらに概

念的に広がって、障害者だとか高齢者以外の方、もちろん、若い世代の方も含めた共生社会というイメージで考えているところがございます。

【高橋委員長】

よろしいでしょうか。順次進めさせていただいて、また時間があれば戻るという形で進めていきたいと思えます。それでは第二章です。二ページ目第二章自分らしい生き方の実現というところに関してご意見いただきたいと思えます。

【渡辺委員】

二番目の地域の防犯防災対策というところで高齢者の見守り体制の推進というところがあるのですが、実は高齢者を狙った消費者被害というのは・・・

【高橋委員長】

すみません、紛らわしくて申し訳ありませんが。ページ数で言うと三四ページになりますので、そちらはまた後でお願いいたします。

【伊丹委員】

第二章の第二項生きがいに関わった生活の実現の基本課題の一の中の方向性の一番上の赤字です。老人クラブと介護予防・日常生活支援総合事業との連携と書いてあるところなのですが、老人クラブは今どのくらいありますか。うちの地域ではすでに老人クラブが衰退し、もうやめているところが出てきております。去年三カ所、老人クラブが解散してしまっています。そういう中で、地域の実情にそぐわないような気もするのです。だから、果たして日常生活支援総合事業との連携の促進というのはできるのかどうかというところのイメージがつかない。その下のもう一つ赤字の部分です。新しく入れてあるところなのですが、デジタル化に対する高齢者への支援ってというのはどういうことでしょうか。何を支援するのかイメージが沸かないです。確かに世の中デジタルですよ。私も戸惑っていますけど、それを具体的に県の政策として何を具体的にやっていくのかがわからないです。教えてください。

【島影技術主査】

老人クラブの認識については、委員がご承知のとおりです。活動の継続ができなくて、自然消滅的になくなってしまってきているところが多く出ているところがございます。ただ、実際、減ってきている老人クラブ自体もその役割だったりとか、その継続するための目的が薄れてしまうとか、サポートする人たちが減ってしまうということが原因で、活動が終了してしまっている現状もありますので、そこを総合事業と連携することで、再度、活動の活性化を図れないかと考えているところがございます。

もう一つご質問がありました。デジタル化については、表現の仕方があまりよろしくな

いのかもしれないのですけれども、高齢化が進み人口減少も進んでくる中で、高齢者の方がデジタルに対応できるような状況っていうのは、決して避けて通れないものだと思うのです。

デジタル機器に対する障害とか実際あまり触ったことがないような高齢者の方々にもその触れていただいて、デジタル機器を活用しながら通いの場への参加だったりとか、そういった支援につなげられるように検討してまいりたいと考えているところでございます。

【伊丹委員】

今、地域の方々の高齢者って、実はラインをしてラインでもつながっている高齢者の方々って結構いるのです。確かにそれが全部ではありません。具体的にこれが私の中ではイメージがつかなかったので多分、これってこういう文言を見て、それぞれがイメージするのでよね。

そのイメージが多分それぞれ違うかもしれない。だから、ある程度みんなが共通の理解を示せるような文言を使っていかないと、想像だけでこうじゃないかという表現は考えていったほうが良いのかと思いました。

あと、自分らしい生き方の実現というふうになっていて、通いの場とか老人クラブとか今ある所や新しく作るためには、やっぱり今の高齢者だけではダメなのでよね。

世代交代とは言わないけれども、若い人を地域にもっともっと巻き込んで行かないとすべてなくなってしまいます。町内会の存続だって怪しくなってしまうという現実があります。今、地域を支えている高齢者の年齢って皆さんご存知ですか。たまに70代いますけど、ほとんどが85歳前後ですね。その人たちの悩みは後継者がいない。もう潰れてしまうというところが出てきています。やっぱりそういう声をどこかに、自分らしい生き方の実現をするためには、若い人の力も必要だっていうところを政策のなかに盛り込んで、その実現のための具体化具現化をして行くということがとても重要と思います。

人材育成という中に、地域をつくるための人材育成。これは絶対必要だと池田委員思いませんか？

【池田委員】

ご指名されてしまいました。ありがとうございます。私も、同じく老人クラブというところが気になりました。どうも政策的に住民を取り込もうとしているという感じがとてもします。それは先ほどの一章の生活支援体制整備事業の推進というところでもすごく感じます。

今のお話にもありましたが、今、通いの場の運営をしているボランティアの人がパートを休めなくて、維持もできにくくなっている。ほかの産業が地域活動に参加している人たちとの奪い合いになっているということが起こっているのではないかとことも聞いています。そういう意味では、あまり書きすぎないほうがいいのではないかなというふうな

気がしていて、実は老人クラブに残って活動している人たちはそれなりに良い活動していて、それをまた生活総合事業に置き換えるようなことを政策誘導することが、私はさらに老人クラブを衰退させることに繋がらないのだろうかというところが気になります。総合事業に参加することが悪いといいません。総合事業に関わってもらうことはいいのだけど、政策的に変えちゃうとそれ以外のことがしにくくなってしまいう危険があります。グラウンドゴルフをしているとか、そういう活動をしている人たちが、その中で気にかけていたり、ブランドゴルフに参加することで生活が整って深酒しなくなったとか、いろんないい面があるので、そういうことをもう表に出して、それを活動につなげていくようなことにして行かないと政策誘導だけでは、なかなか難しいのではないかなということを感じました。

【高橋委員長】

2人の委員から非常に重要なご意見いただいたと思うのですけれども、いかがでしょうか。今まで一ページずつやっているのですけれども、やっぱり全体に関わる横断的なテーマも出てきますので、事務局どうでしょうか。

【伊藤専門監】

池田委員からの貴重なご意見ありがとうございます。委員の御指摘のように、少し書きすぎないようにしっかり気をつけたいと思います。また、委員がおっしゃられたように、大きい話になってしまうのですが、福祉の分野だけではなく、すべての業界で人手不足と言われているので、良い政策をしているところをしっかりと継続できるようサポートするという視点が非常に大事なのだなということで、改めて私も認識したところでございます。そういう視点を考えながら色々と考えさせていただければと思います。どうもありがとうございます。

【高橋委員長】

ありがとうございます。では雫石委員。

【雫石委員】

高齢者が活躍できる活動の場づくりというところで一言だけお話なのですけれども。昨今、本当に人口自体の減少というのが日本で歯止めが効かないような状況になって、どの分野でも人が足りないというところがあると思います。

そういう観点からすると、「通いの場」づくりの推進であるとかには、限界があるのではないかというのが正直あります。そうであれば、例えば自己実現へのマッチング、つまり多様性とか共生社会と言っても、個々の生き方に焦点を当てていかなければ、自分のニーズに合ったところの場が存在すれば、それはそれでいいのですけれども、そうではないことが多いのではないかと考えたときに、高齢者の方が今まで生きてきた経験を活かした

がら、かつ、これからの人生の通いの場みたいな形にはもちろんなと思うのですが、そういう観点からすると、自己実現のマッチングという企画の方がQOLの観点からすると、個々の視点や価値観の中で自己実現して行くというところに繋がるのではないかと考えました。以上です。

【木村委員】

宮城県老協の木村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私からも一言なのですが、老人クラブという名称がここに入っているのですが、私は亘理の海の近くの地域に住んでいます。それで震災後、やはり、住民の意見とかで老人クラブは私の地域で

九つあったのですが、すべて解体になりました。これの大きな原因は池田委員がおっしゃったとおり若い担い手がないと言うことで、要はお世話できる人がなくなったので解体になった状況なのですけれども、老人クラブだったり、町内会だったり、青年会だったりというのは、地区の方にはあったのですけれども、それぞれにやはり担い手がないということで、こういった色々地域の団体の評価をしていって、何がその地域に良いのか、例えば町内会の活動の強化がもしかするといいかもしれないですし、私の地域には青年会というのがあるのですけれども、青年会には20代から70代までの方が担っているということで、例えば一つの案なのですけれども、こういった世代間の交流の出来るような支援事業を検討してやってみませんかと行政から提案して、それでもいいような活動があれば、それを参考にして、継続して、自分らしい生き方の実現の一つの手法を見つけていくというのもいいのではないかと思います。

【高橋委員長】

ありがとうございます。

【大坪委員】

老人クラブという言葉をもっと読んでみて、私、石巻で民生委員とか協議会とかの事務局もやって活動していますが、やはり老人クラブという言葉があまり聞かれなくなっている。それでも都市形態にもよるので、すべてそうとは言いきれないと思いますが、この表現をもう少し柔らかく、例えば、地域で開催している麻雀クラブとか、それからさつき雫石さんがおっしゃったように、個々の趣味を活かした物作りとか、そういうサロンの通い・集いの場が結構あるのです。老人クラブという言葉を出してしまうとなかなか、皆さんが理解に苦しむのかなと思うし、また活動もしにくくなるし、市町村でも素直にこのままの言葉を使ってしまうと、そういう指導をしてしまうケースがあるので、この辺の言葉は実態に合った言葉に置き換えてもらうと助かるのかなということで、昨日おととい読ませていただいております。皆さんとこの辺意見が同じなので、参考までに自

分の活動を通して気づきましたので、お願いしたいと思います。

【鈴木委員】

すみません。家族の会の鈴木です。3ページの認知症ケアを担う人づくりというところで、一番下の家族等のケアサポート体制の充実を詳しく教えてください。

【富樫主査】

地域包括ケア推進班の富樫と申します。家族等のピアサポート体制の充実というところですが、宮城県の方で令和2年度から認知症当事者ネットワーク宮城と言うところに委託をして、ピアサポート活動支援事業というものを進めております。具体的には、そのネットワークに所属している認知症の当事者の方が市町村で開催する講演会などで講師を務めたりですとか相談会に参加をして、そこに来た方への相談に乗ったりということをしております。これを第9期でも継続して、ピアサポート活動というものをさらに充実させていきたいと考えているところです。

【高橋委員長】

ほか、いかがでしょうか。では、次進めさせていただきたいと思います。三ページ目第3章になります。安心できるサービスの提供というところでご意見ご質問をお受けしたいと思います。よろしく申し上げます。

【大元委員】

岩沼市の大元と申します。よろしく申し上げます。ページでいうとナンバー5です。第1項サービス提供基盤の整備の3地域密着型サービスの推進と言うところです。赤字で市町村への支援という記載があるのですが、なにか今、具体的にこのような支援と言うものがあれば教えていただきたいのが一点です。次にページナンバーになると6になりますが、第2項の1です。多様な人材の参入促進というところでの3番目に、資格がなくても担える介護の周辺業務を担う人材の参入促進の支援というところがございます。こちらにつきましては、うちの町でシルバー人材センターと協力しまして、マッチングを実施したのですが、なかなかうまくいかなかったという事例がございます。

すべての企業さんにお話を聞いたわけではないのですが、やはり今の人材でやりくりしなるとなかなか難しいとか、介護人材以外の方を雇う余力がないと言うところもございますので、参入支援の促進支援ということで、どのようなお考えがあるのか教えていただきたかったのですが、お願いします。

【青山主幹】

施設支援班の青山と申します。よろしくお願いいたします。まず、地域密着型サービス

の推進ということで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型のサービスに向けた市町村支援ということなのですけれども、こちらは適切なサービス基盤整備を進める観点から様々な情報提供、それから施設を整備するときの参入支援ということで、補助金、それから開設支援のための補助金等を支援することをメインと考えておりました。また、来年4月から、看護小規模多機能型介護のサービス内容の明確化と言うことが国から示されておりますので、そういったところの事業者支援に対しての補助金という形での支援を考えております。以上です。

【菅野主任主査】

介護人材確保推進班の菅野と申します。宜しく願いいたします。介護助手の参入促進の支援の具体的内容でございますけれども、こちら、今年度も事業として行うものになるのですが、施設の介護助手を導入したいという施設への伴走型支援となっております。具体的な内容といたしましては、施設の業務の何を介護助手にお願いできるかというところの、業務の切り出しですとか、一日のタイムスケジュールの組み方から1週間スケジュールの組み方ですとか、そういったところを、施設ごとに支援するというのを今年度は考えてございます。また、次年度以降も今年度の事業概要の結果を踏まえまして、施設様の方で人材を確保できるような支援の内容を考えてまいりたいと思っております。

【栗石委員】

栗石です。2点お話しさせていただければと思います。今お話あったとおり第1項第3に地域密着型サービスの推進と書いてあるのですが、2つの目の所に地域に開かれた適正な運営の確保というふうに書いてあるのですが、ぜひここに「質の」を入れていただきたいと思えます。

理由は、昨今の電話相談の中で、実は先日も小規模多機能で、ご家族の方々から骨折をさせられたと。それもただ単に転んだのではなくて、明らかに何かの強い力でもってさせられたような怪我であったということで、警察の方にも被害届が出されたケースがございました。

今の看護小規模も居宅介護も看護が付かない小規模多機能の方もサービスのその質というのが、結構難しい、ハードルの高いサービスを経験値のない方々が実際に回られているという現状がございまして、ぜひ適正な運営の確保と質の担保というところを入れていただければと思います。

もう1点、第2項の介護を担う人材の確保・養成・定着のところなのですけれども、これは認知症ケアにも通ずるのですが、ケアマネージャーがケアマネジメントを立てる以上に、介護職が介護過程をできない、つまり介護アセスメントができない、介護過程の展開ができないというところで、やはり質につながっていかないというところを鑑みると、職

員の質の向上で、ただ単に研修の実施だけではなくて、介護の専門性を身につけるとい
う、本当に根本の部分の充実を図っていきたいと考えております。

【高橋委員長】

ありがとうございます。お願いします。

【伊丹委員】

まずは第1項の施設サービスの充実と言うところの上から3つ目で多床室等従来型施設
整備への配慮と書いてあるのですが、これは言葉での想像ができないので、どういう意味
か教えていただきたいのが一つです。

それからもう一つは、第2項のところの多様な人材の参入促進というところで、片方は
質の担保で、片方は誰でもいいとしてしまっているというその矛盾さが私は気になるの
ですが、資格がなくてもなれる介護周辺業務を担う人材、介護助手の参入促進の支援って書
いてあるのですが、介護の周辺業務を担うその周辺業務というのは、いったい何を指して
いるのか、そこを教えていただけるといいのかなという気がするのです。こちら辺の回答
をいただければと思います。その上で、これが適切なかどうかというのを考えていき
たいと思います。

【青山主幹】

施設支援班の青山と申します。多床室等従来型施設への配慮ということなのですけれど
も、こちらは国で、プライバシーの確保の観点から個室が推進されておりますが、宮城県
としては経済的な点からもその整備をダメとはせず、一定程度整備することを認めてい
ると言うところでございます。それを配慮という言葉で整理していたところでは。

【伊丹委員】

多床室が悪いと思わないのです。多床室でのメリットやデメリットというのがあって、
やはりメリットも結構あるのですね。配慮という言葉が想像できなかったのも、別な言葉
の方がイメージ付くかなというところがありました。

【青山主幹】

言葉は検討したいと思います。

【菅野主任主査】

2つ目の御質問の、介護の周辺業務の具体的な内容ということですが、逆を言います
と、介護の専門性の高くないというのは、介護の知識がなくてもできるようという部分
で、それはなんなのかと言いますと、それこそベッドシーツ交換ですとか清掃、施設によ
っては、送迎のドライバー的なところも介護助手と言われます。介護の資格がなくてもい
いということをお願いしている方と聞いてございます。周辺業務が何なのかという具体的

な列挙をし始めますときりがないと言いますか、非常に多くなってしまいますので周辺業務と記載させていただきます。

【伊丹委員】

雫石さんどうでしょうか。この辺が私は気にはなるのですが、確かにできるのです。行為だけを見れば、誰でも私たち専門職でなくても、これだけを見たら出来るのですよ。オムツ交換だって食事介助だってできるのですね。でもそうなってくると、介護の質の担保はどこでしていくのかというのがとても疑問なのです。

今、養成校に学生が集まっていない現状もありますよね。このままだと養成校がつぶれてしまう中で、介護って誰でもできる仕事でないっていうのが私の自負なのです。そうじゃなくて、プライドを持ってやるためには、誰でもできる仕事ではないからどうなのかなって悩んでいます。バトンタッチします。

【雫石委員】

この言葉自体は、厚生労働省が使っています。私はそれに対しては伊丹委員と全く同じ見解なのですが、さっき言い忘れてちょうど出てきたのでお話ししますが、介護現場で折角その介護士助手を雇うことを推進していただいているのに、今、現場では逆戻りをしているっていうのが私の印象なのです。

というのも、今、自分の活動としても、全国の介護事業所を回る機会がございまして、まずご飯作りから掃除まで介護職員が自らその渡せないというか、その介護の生活を見るという一貫する視点から、分業ができてない。

逆にそういったところを使わないで介護職が、専門性がどこにあるのかという話もあるのですけれども、全国的に非常に多いのです。だから、もう一つの考え方としては、やはり介護現場の棚卸ができてないっていうのが、わたくしには一つございまして、役割分担というふうにも言えるのですけれども、非常にその境というのは、生活を見るっていう視点からだと分かりづらいところがあります。

ですので、介護助手をただ単に推進参入という考え方よりは、もう少し事業所の運営の部分に介入できないかというのが正直の思いです。

今、コンサル事業もいくつか行っているのですけれども、やはりその個々の状況とか状態に応じた中で、これをやっていかないと、一概にこの部分は介護助手がやるもの。これは介護職がやるものっていうこう差別化が非常に難しいと思います。

答えになってないかもしれないのですが、職場事業所ごとに、介護職の専門職以外を使う構成の在り方が一つのポイントになってくるというふうに思います。

【高橋委員長】

ほかのご意見もあればお受けしたいのですが、いかがでしょうか。

【池田委員】

池田です。一つはユニットケアにしても定期巡回にしても、実は、小規模多機能は、25年から30年ぐらい前、宮城県で先駆的に取り組んだ人たちがある種モデルになって制度化されてきたっていうことがあるのです。ですから、今、国の制度として議論されていますけど、もともとは県と一緒にあって、今で言う無届無認可のチャレンジを一緒にあって支えて、結果国の制度化してきたということがあるのです。

人口減少が進んで、実際に事業者が成り立たなくて、指定をとるのだけど、成り立たないから補助金を出して成り立たせているようなところが出てきているのですが、多分それはそうそうもたなくなるだろうと思うと、人口減少地域ではかなり柔軟な制度の運用が求められてくるというのは、宮城県の中でもあり得るのではないかと。そういうものを、少し先駆的にしていかないと、国の指示が出るまで待っているのでは、どうしても県としての準備、市町村の準備が送れるのではないかなと思うので、ぜひそういう制度の弾力的運用を少し検討して、前のめりになって、ここそ前のめりになってほしいと思っています。

もう一つ、先ほど話した8050問題の話で言うと、共生型サービスでなければならないのではなくて、高齢者サービスと障害者サービスとか子供サービスと一緒にあって連携して取り組めるようなことが、このサービス提供のところにも書かれる必要があるかなということと、介護を担う人材が、そういう子供や障害の分野の人と協働できるっていうようなことも書き込んでいただくことが必要かなと思いました。

【高橋委員長】

よろしいでしょうか？ 渡辺委員、先ほど取りこぼした部分も、戻ってご意見いただければと思います。

【渡辺委員】

すみません、二ページの地域ぐるみ防犯・防災対策で、高齢者の見守り体制の推進というところなのですが、実際、高齢者の消費者被害というのは消費生活センターの相談件数のうち、全体の3割ぐらいが65歳以上の高齢者と言われています。

高齢者の特性を表しているというものもあるのでしょうけれども、消費者被害自体が潜在化しやすいという特性もあって、寄せられた相談以上に事態は深刻化していて、被害もあくまでほかの年代に比べて多額という大変な状態にあります。そういう中でこちらの文言ですけれども、高齢化が加速する中で高齢者の安全な暮らしを確保するためには、やっぱり被害を防止するための方策というのを推進検討していかなくちゃいけないっていうふうに思います。

その中で施策展開の方向性として、高齢者の見守り体制の推進だけでなく、強化を図っていただきたいというのがあります。また、高齢部門だけではなく、関係部署との庁内連

携も密にさせていただいて、市町村への支援というのも、検討して強化していただきたいというのがお願いしたいところでございます。

それから最後もう一つだけ時間がないところ、聞きたいのですけども、最後のページの六ページのところ適切なサービスの確保という所で、適切な介護サービス情報の公表体制の整備というところ「適切な」と赤字で入っているのですが、今のお考えをお聞かせください。

【角田課長補佐】

企画推進班の角田と申します。2ページ目にご意見いただきました。高齢者消費者の関係の被害が増えていると言うことで、市町村、それから関係機関、警察などとこれまで以上に連携してまいりたいと思います。推進、それから強化と言う言葉が必要だというご意見を参考にしながら、中身を検討してまいりたいと思います。

【齋藤主幹】

運営指導班の齋藤と申します。適切な介護サービス情報の公表体制の整備の「適切な」の部分ですが、前回の委員会でご意見いただいた部分です。資料1の中の八番目に書かせていただきました、最初に説明させていただいたのですが、介護サービスの質の向上にも資するものとなるよう、調査の実施方法等について検討を進めてまいりたいと言う意味で書かせていただきましたので、それを踏まえて適切な情報の公表の整備を図ってまいりたいと考えております。

【高橋委員長】

一通り意見をお伺いしているのですが、オンラインで参加されている委員から何かございますか。

【相原委員】

相原です。私からは全体を通して話させていただきます。ここに書いてある施策展開の方向性というのは、どれも大事なものだと思っています。しかし、各班で実施することを考えると、やることが多いのではないかと思います。しかも一つの部署で完結するわけはありません。先ほども庁内連携という話がありましたが、宮城県として解決しなければならないことに対して、同じ方策で解決できることがあれば、他の部署と一緒に解決していくことを考えて頂いてもいいと思いました。

【高橋委員長】

どうもありがとうございました。

【小野寺委員】

お願いします。どうでしょうか聞こえますか？

【高橋委員長】

聞こえます。お願いします。

【小野寺委員】

全体的に高齢者だけで完結は難しいだろうという意見です。皆さんからもご意見が出ていましたが関係機関と結びつけるところまで細かく具体的に入ってくるというのかなと思います。一緒に考えていくというあたりだけで完結すると、そちらに行ってみれば、また次のことが書いてあって、具体的に見えてこない、全体的にそんな感じがします。

【高橋委員長】

どうもありがとうございました。貴重なご意見ありがとうございます。

一通り皆さんからご意見いただいたように思うのですが、最後ここだけは聞いておきたいとか抑えておきたい点があればお伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。それでは資料もあと二つ残っていますので、事務局から説明をお願いします。

（事務局説明） 【角田課長補佐】

それでは、資料4をご覧ください。

第9期みやぎ高齢者元気プランにおける目標値の設定について、でございます。

第7期までのみやぎ高齢者元気プランにおいては、計画の基本的目標の実現に向けて、介護保険サービスの基盤整備に係る見込量等を基に、関係する政策ごとに定性的な目標等を定めていました。しかし、第8期みやぎ高齢者元気プランの策定に合わせ、計画の基本的目標ごとに定量的な目標指標をプランで設定したところです。

第9期みやぎ高齢者元気プランにおいても、引き続き定量的な目標指標を設定してまいりたいと考えております。

2は、基本的目標に対する現在の目標指標を記載しております。

基本的には第8期で設定した目標指標については、計画の継続性を考慮し、引き続き目標指標として設定したいと考えております。

第1章は、「介護支援専門員に対する多職種連携に向けた支援回数」及び「生活支援コーディネーター養成研修修了者数」を指標とします。第9期の目標値については、今後、設定に向けて検討してまいります。

2ページでございます。第2章については、チームオレンジ立ち上げ市町村数、週1回以上実施される住民運営による通いの場参加率、成年後見制度利用促進に係る市町村計画の策定、成年後見制度利用促進に係る中核機関の設置の4指標としており、引き続きこの指標を進捗管理してまいります。

3ページでございます。第3章も4つの指標として、小規模多機能型居宅介護事業所数、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所数、特別養護老人ホーム入所定員数、介護

職員の人数により進捗状況の確認を行ってまいりたいと考えております。

最後に、4ページです。これまで見てきたように、第8期の目標指標の数は「10」でしたが、第9期の目標指標については、各基本課題に対応した新たな目標指標を設定するなどにより、第8期よりも目標指標を増やし、より適切に計画の進捗管理を行っていきたいと考えております。具体的な目標指標の項目は、中間案を作成する中で検討し、次回の元気プラン推進委員会においてお諮りしたいと考えておりますので、委員の皆様からは、御意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

資料4の説明は以上でございます。

最後に、資料5をご覧ください。第5期宮城県介護給付適正化取組方針についてです。

介護給付適正化計画は、都道府県と市町村が介護給付費の適正化に資する事業に戦略的に一体となって取り組むため、国の基本指針等に基づき平成20年から都道府県において事業の考え方や目標を計画として策定することとされたものです。

宮城県では、これまで5期にわたり「宮城県介護給付適正化取組方針」を策定し、「①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④縦覧点検・医療情報との突合、⑤介護給付費通知」の5事業を主要適正化事業として、その推進に取り組んできました。

今回、第9期元気プランの策定に合わせて、令和6年度から令和8年度までの3年間を取組期間とする「第6期介護給付適正化取組方針」を策定するものです。

みやぎ高齢者元気プランにおける位置づけですが、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により介護保険法の一部が改正され、平成30年度からは「介護給付適正化計画」は、基本的に「介護保険事業支援計画」の中で定めるものと規定されました。そのため、「第6期介護給付適正化取組方針」についてもこれまでと同様に、「第9期みやぎ高齢者元気プラン」の中で定めるものとします。

2ページでございます。第6期介護給付適正化取組方針の方向性ですが、第6期においては、国の基本指針が見直される方向性が示されております。中段の見直しの方向性に記載されておりますとおり、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、これまでの給付適正化主要5事業を3事業に再編するとともに、実施内容の充実化を図ることとされています。具体的には、下段の表にあるとおり、左側の5つの事業が見直され、右側の見直し後にあるように、「①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、住宅改修等の点検、③縦覧点検・医療情報との突合」の3事業となります。そのため、第6期宮城県介護給付適正化取組方針では、見直し予定の国の基本指針等と歩調を合わせ、この3事業について、主要適正化事業として重点的に取り組むものとしたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

【高橋委員長】

ありがとうございます。資料四、五を説明していただきました。元気プランによって目標値の設定と、介護給付適正化取り組みについて、ご意見があればお伺いしたいのですが、いかがでしょうか？

【伊丹委員】

わからないので教えてください。本当にこれは私の知識がないところでの質問です。今、説明の中で縦覧点検という言葉が使われていたのですが、縦覧点検とはなんです。あとはイメージできるのですが、これだけがイメージできる言葉がわからない。

【島影技術主査】

縦覧点検とは、過去に介護給付費を支払う請求について、複数月の請求における3点回数の確認だったりとか、サービス間・事業所間の給付の整合性を確認して審査を行うものを縦覧点検と言います。

【伊丹委員】

なんとなくイメージわかりました。

【島影技術主査】

複数月の点検をするというイメージです。

【池田委員】

資料4の2の二番目の週一回以上のいう指標なのですがけれども。週一回以上実施される住民運営による通いの場参加率2.4%とか5.5%以上とか、寂しいですよ。こんなに私たちの国の人たちはつながりなく孤独に暮らしているのかといつも思っているのです。でも実際に近所でお茶飲みしているとか、登下校の見守りしている人とか、仲間とウォーキングしている人とかはこのカウントに入っていない。

実は通いの場はいっぱいあるのに、国が決めた通いの場以外の場を認められてないというのは、やっぱりおかしいのではないかと。県民を信用していないのではないかと。別に県を否定しているわけではないですが、そういう仕組みでできているからなのだけど、でも本当はもっとつながりがあるのだと私は思っているのです。

その意味で、例えば通いの場。この地域はいくら働きかけてもできないのですという地域に行くと、できない理由がわかるのです。みんな自由に集まって、いろんな形で一次会だけじゃなくて、二次会、三次会があるのです。一次会は嫌いな人がいて、本音が喋れないから二次会で、本音を話し合っている。でも、そこを評価しない。本当に住民にとって大切な通いの場を評価しないで、形式上のところだけを評価している。

この数というのは、あまりにも貧しいと思っています。例えば青森県は通いの場とは別

に、県として集いの場っていう別のカウントをしています。インセンティブ交付金とかに入らなくても、やっぱり私たちはそういうものを把握していることが必要なんじゃないかと。県民を信頼すると案外みんな気にかけている。事件事故が起こると、必ずマスコミの人が地域の人にマイク向けて、あそこは最近変だったのよって、みんなおかしい事は解っている。

でもそのおかしいことをわかっていることを、表に出せないからそのままになっている。だから、実は先ほど最初にシステムと気に掛け合いという話をしたのは、住民の方は、実は地域の気になっている方、変だなと思って気にかけているのに、そこをちゃんと専門職と繋がって対応して行くようなことになっていない。専門職だけではやっぱり難しい。住民の皆さん、その土地に住んでいるからこそ見えている住民の皆さんと共同するような、計画になるといいというふうに思っていますので、できる所を何とか検討いただきたいと思います。

【高橋委員長】

よろしいでしょうか。目標設定で、宮城県と厚生労働省それぞれのデータを使っているのですけれども、宮城県独自で目標にすべき指標もあるのではないかと議論にありました。検討していただければと思います。

進行の不利で時間をかなりオーバーしていますが、非常に皆さんから活発な意見をいただいているので私は価値がある時間と思っています。それでは、最後進捗状況として、資料6の説明をお願いしたいと思います。

（事務局説明）【角田課長補佐】

資料6をご準備ください。第9期みやぎ高齢者元気プラン策定スケジュールについてでございます。

9月4日、今日、この第2回推進委員会で骨子案を提示させて頂いております。この後、12月に第3回推進委員会にて中間を提示させて頂きまして、来年1月にパブリックコメントを実施します。そして2月中旬に第4回推進委員会を開催しまして最終案を提示し、3月中旬に環境福祉委員会へ報告したいと考えています。事務局からは以上でございます。

【高橋委員長】

よろしいでしょうか。では、これから皆さんにいただいたご意見をぜひ反映させるようにお願いします。特に今回、いろいろと連動すべきという意見が多かったと思いますので、もう少し庁内での連携をお願いします。高齢者だけではなく、やはり地域共生社会として全体的な中で取り組んでいかないと、せっかく作った計画が活かされないのではないかとご意見も、背景にあったのではないかと思います。

本日は、非常に活発なご意見を頂いて、限られた時間の中で、皆さんから非常に意義のあるご意見いただいたと思います。今、この元気プランが試されている時に来たと思います。県の方針を市町村に伝え、市町村と一緒にやっていくというスタンスとして今まで作られてきたと思いますので、ぜひそれを継承していただければと思います。

それでは、私の進行を終わらせていただきたいと思います。皆さん、どうもありがとうございました。

(4) 閉会【事務局】

高橋委員長、ありがとうございました。

本日の委員会でいただいたご意見の他に気づきの点がありましたら9月11日（月曜日）を目途に事務局宛てご連絡お願いいたします。事務局の連絡先につきましては本日の資料の事務局名簿の下段に記載しておりますのでご参照願います。

これもちまして、令和5年度第2回みやぎ高齢者元気プラン推進委員会を終了いたします。